

新興感染症等発生時における診療継続計画（要旨）

1. 目的

当院は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく指定地方公共機関および感染症法に基づく医療措置協定締結医療機関として、新興感染症等の発生時においても、地域に必要な急性期医療を継続するとともに、感染拡大の防止および地域医療提供体制の維持に貢献することを目的として本計画を策定しています。

2. 基本方針

新興感染症等の発生時には、病原体の特性や流行状況に応じて柔軟かつ機動的に対応し、患者への適切な医療提供と通常診療の継続を図ります。また、職員の安全確保を最優先とし、地域の関係機関と連携しながら医療提供体制を維持します。

3. 業務計画の適用範囲

本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法および感染症法の対象となる新興感染症等を対象とし、準備期、初動期および対応期の各段階における診療継続体制、感染対策および病院運営について定めています。

4. 対策本部体制

新興感染症等の発生時には、病院長を本部長とする対策本部を設置し、感染対策室を中心として、診療体制、人員配置、病床運用、物資管理、情報共有等について迅速に意思決定を行います。

5. 医療提供体制

医療措置協定に基づき、発熱患者への診療、感染症患者の受入れ、病床確保等を実施するとともに、救急医療、周産期医療、透析医療など地域に必要な医療機能を可能な限り維持します。また、流行状況に応じて診療体制を段階的に見直し、優先度に応じた医療提供を行います。

6. 感染対策

標準予防策を基本とし、病原体の感染経路に応じた感染対策を実施します。患者動線の手洗、個人防護具の適切な使用、環境整備、院内サーベイランス等により院内感染の防止を図るとともに、職員の健康管理を徹底します。

7. 地域医療機関との連携

愛知県、名古屋市、中川保健センター、医療措置協定締結医療機関等と連携し、患者受入れ、病床確保、回復患者の円滑な転院調整、情報共有等を通じて地域医療提供体制の維持に努めます。

8. 教育・訓練

平時から新興感染症等への対応に関する教育・訓練を継続的に実施するとともに、院内訓練や地域医療機関との合同訓練を通じて、本計画の実効性向上を図ります。

9. 計画の見直し

本計画は、法令・国、愛知県および名古屋市の方針、科学的知見、訓練結果および実際の対応経験等を踏まえ、継続的に評価・見直しを行い、必要に応じて改訂します。

令和8年7月30日改訂